

# 青森県報

第三千四百六十一号

平成二十三年  
十一月七日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一

### 公 告

建設業者の許可の取消し……………(三八地域) ……二

右 同……………( 同 ) ……二

## 告 示

青森県告示第八百四十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	指定障害福祉サービス事業者
所 在 地	主たる事務所の所在地
名 称	障害福祉サービスを行う所
所 在 地	障害福祉サービスの種類
指 定 日	年月日

株式会社二 チイ学館	株式会社二 チイ学館	株式会社二 チイ学館	株式会社二 チイ学館	株式会社二 チイ学館	株式会社二 チイ学館	社会福祉法 人緑鷗会	社会福祉法 人緑鷗会	社会福祉法 人アルバ	社会福祉法 人アルバ
目九 東京千代田区 神田駿河台二丁	目九 東京千代田区 神田駿河台二丁	目九 東京千代田区 神田駿河台二丁	目九 東京千代田区 神田駿河台二丁	目九 東京千代田区 神田駿河台二丁	目一五の七 青森市古川二丁	字青森市大字羽白 沢田四八の二	字青森市大字羽白 沢田四八の二	一字青森市大字新城 平岡三の二	一字青森市大字新城 平岡三の二
同行援護	同行援護	同行援護	同行援護	同行援護	児童サービス	重度訪問 介護	居宅介護	就労継続 支援B型	生活介護
ンブ センター ア	高台 センター ア	いらせ センター ア	長 センター ア	戸 センター ア	ビ ン ア	パ ン ア	パ ン ア	ブ 部 ア	ブ 部 ア
号室 ント メ グ 一 階 三	六 田 字 水 溜 六 の 一	一 町 中 平 下 長 根 山	号 目 二 小 茂 一 階 三	目 八 戸 市 根 城 三 丁	一 字 青 森 市 大 字 油 川	字 青 森 市 大 字 羽 白	字 青 森 市 大 字 羽 白	一字青森市大字新城 平岡三の二	一字青森市大字新城 平岡三の二
"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成 三二・一

## 公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 日青興業株式会社

二 代表者の氏名 後村 祀和

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字美保野一三の二一八

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第二九八八号

五 取消年月日 平成二十三年十月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、とび・土工、ほ装工業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年九月三十日前記建設業者が前記の工業業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。



建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社ホームクリエ

二 代表者の氏名 小泉 博

三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野六丁目八の二一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一一六八二号

五 取消年月日 平成二十三年十月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工業業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年十月六日前記建設業者が前記の工業業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）  
青森市長島二丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭